



鳥取県公報

平成 27 年 12 月 28 日(月)
号外第 1 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則の一部を改正する規則 (61) (住まいまちづくり課) 3
-------	--

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 住民説明会を開催する日時及び場所の公表方法について、日刊新聞紙への掲載又は全世帯への書面配布に限ることとする。
- (2) 住民等の意見及びそれに対する見解の概要の公表方法について、日刊新聞紙への掲載又は全世帯への書面配布に限るとともに、これらの方法によりインターネットで閲覧に供する旨を周知した場合は閲覧に供する期間を2週間以上としなければならないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成28年1月1日とする。

規 則

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第61号

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則（平成21年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県大規模店舗立地誘導条例施行規則</u></p>	<p><u>鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県大規模店舗立地誘導条例</u>（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県大規模集客施設立地誘導条例</u>（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(集客建築物と一体的に運営され得る建築物)</p> <p>第3条 <u>条例第2条第2号の規則で定める建築物</u>（以下「<u>関連建築物</u>」という。）は、<u>劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用に供される建築物（その一部が他の用途に供されるものを含む。以下「<u>集客建築物</u>」という。）以外の建築物であつて、その敷地が<u>集客建築物の敷地と隣接し、又は規模、形状、利用状況及び所有関係から見て両敷地の一体的な利用を妨げないと認められる土地を両敷地がはさむものうち、当該集客建築物を設置し若しくは管理する者又はその者と次のいずれかの関係又はそれらに準ずる密接な関係にある者が設置し若しくは管理するものとする。</u></u></p> <p>(1) <u>3親等以内の親族の関係</u></p> <p>(2) <u>一方の者が法人である場合において、当該法人と他方の関係者（他方の者、その役員又はそれらの者の3親等以内の親族をいう。以下同じ。）又は他方の者の被用者が次のいずれかの関係にある関係</u></p> <p>ア <u>当該法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の3分の1を超える数を、他方の関係者が有する関係（他方の関係者の保有数の合計が3分の1を超える関係を含む。）</u></p>

	<p><u>イ 当該法人の役員</u>の3分の1を超える数を、<u>他方</u>の<u>関係者</u>又は<u>他方</u>の者の被用者が占める<u>関係</u></p> <p><u>ウ 当該法人の代表権</u>を有する役員に、<u>他方</u>の<u>関係者</u>又は<u>他方</u>の者の被用者が<u>就く</u><u>関係</u></p>
<p>(増築等の規模等)</p> <p><u>第3条</u> 条例第2条第3号の規則で定める規模又は内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>大規模店舗</u>の用途を変更するもの</p>	<p>(増築等の規模等)</p> <p><u>第4条</u> 条例第2条第4号の規則で定める規模又は内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>当該増築又は改築に係る部分</u>の用途を<u>集客建築物</u>から<u>他の集客建築物</u>に、又は<u>関連建築物</u>から<u>集客建築物</u>に変更するもの</p>
<p>(設置届)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第8条第3項第4号の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>大規模店舗</u>の敷地及びその周辺の土地の利用の現況を記載した図面</p> <p>(2) <u>大規模店舗</u>の設置について、条例第8条第4項各号に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならない場合にあつては、その旨及び当該確認若しくは許可の申請又は届出を行おうとする時期を記載した書類</p> <p>(3) 略</p>	<p>(設置届)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第8条第3項第4号の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>大規模集客施設</u>の敷地及びその周辺の土地の利用の現況を記載した図面</p> <p>(2) <u>大規模集客施設</u>の設置について、条例第8条第4項各号に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならない場合にあつては、その旨及び当該確認若しくは許可の申請又は届出を行おうとする時期を記載した書類</p> <p>(3) 略</p>
<p>(設置届出者による公表の方法)</p> <p><u>第5条</u> 条例第9条第3項の規則で定める方法は、<u>条例第8条第1項第1号から第3号までに掲げる事項並びに住民説明会を開催する日時及び場所</u>を次のいずれかの方法により周知する方法とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる方法に代わるものとして知事が適当と認める方法</u></p> <p>2 略</p>	<p>(設置届出者による公表の方法)</p> <p><u>第6条</u> 条例第9条第3項及び第5項並びに第10条第4項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>(1) <u>関係市町村の広報紙に掲載する方法</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>関係市町村の庁舎、当該敷地を所管する総合事務所又は生活環境事務所の庁舎その他知事が適当と認める場所に掲示する方法</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>インターネットを利用して一般の閲覧に供する方法</u> (当該方法により閲覧に供する旨を前各号の<u>いずれかの方法によりあらかじめ周知する場合に限る。</u>)</p> <p>(6) <u>その他知事が適当と認める方法</u></p> <p>2 略</p>

3 設置届出者は、条例第9条第5項及び第10条第4項の規定による公表を次のいずれかの方法により行わなければならない。

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

(2) 関係市町村の世帯のおおむね全部に書面を配布する方法

(3) インターネットを利用して2週間以上一般の閲覧に供する方法（当該方法により閲覧に供する旨及び閲覧に供する期間を前2号のいずれかの方法によりあらかじめ周知する場合に限る。）

(4) 第1号又は第2号に掲げる方法に代わるものとして知事が適当と認める方法

(関係住民の意見陳述)

第6条 略

(設置届出者の報告)

第7条 略

2 条例第11条第4項の規定による報告は、様式第5号による報告書を提出して行うものとする。

(重要な変更)

第8条 条例第11条第5項の規則で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(知事意見等への異議)

第9条 略

(重要変更届)

第10条 略

(軽微な変更)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 総床面積を減少させる変更であって、当該大規模店舗の条例別表第1の左欄に掲げる規模の区分に変更を生じさせないもの

(3) 略

2 略

(地域貢献活動の認証申請等)

第12条 略

(関係住民の意見陳述)

第7条 略

(設置届出者の報告)

第8条 略

2 条例第11条第3項の規定による報告は、様式第5号による報告書を提出して行うものとする。

(重要な変更)

第9条 条例第11条第4項の規則で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(知事意見等への異議)

第10条 略

(重要変更届)

第11条 略

(軽微な変更)

第12条 条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 総床面積を減少させる変更であって、当該大規模集客施設の条例別表第1の左欄に掲げる規模の区分に変更を生じさせないもの

(3) 略

2 略

(地域貢献活動の認証申請等)

第13条 略

(身分証明書の様式)

第13条 略

(集客時飽和度の算定)

第14条 集客時飽和度は、主要交差点の各流入方向からの予測交通量（大規模店舗に予定集客数があった場合において、当該交差点を信号機による管制に従って当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数（知事が別に定めるところにより算定したものとする。）のうち最大のものをいう。）を、その飽和交通流率（交通需要が飽和状態となった場合において、当該交差点を青色の灯火の信号（以下「青信号」という。）により直進し、左折し、又は右折することができる状態で当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数（知事が別に定めるところにより算定したものとする。）のうち最大のものをいう。）で除して得た数のうち、同一の青信号に従って同時に当該交差点を通過できる流入方向に係るものの最大値を合計した数値とする。

様式第1号（第4条関係）

大規模店舗設置届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模店舗の設置（新築・増築・改築・用途変更）について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称	
大規模店舗の所在地	
大規模店舗の用途	
大規模店舗の総床面積	
略	
大規模店舗の予定集客数	年・月・日当たり 約 人

注 略

様式第2号（第5条関係）

(身分証明書の様式)

第14条 略

(集客時飽和度の算定)

第15条 集客時飽和度は、主要交差点の各流入方向からの予測交通量（大規模集客施設に予定集客数があった場合において、当該交差点を信号機による管制に従って当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数（知事が別に定めるところにより算定したものとする。）のうち最大のものをいう。）を、その飽和交通流率（交通需要が飽和状態となった場合において、当該交差点を青色の灯火の信号（以下「青信号」という。）により直進し、左折し、又は右折することができる状態で当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数（知事が別に定めるところにより算定したものとする。）のうち最大のものをいう。）で除して得た数のうち、同一の青信号に従って同時に当該交差点を通過できる流入方向に係るものの最大値を合計した数値とする。

様式第1号（第5条関係）

大規模集客施設設置届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模集客施設の設置（新築・増築・改築・用途変更）について、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設の名称	
大規模集客施設の敷地の所在地	
大規模集客施設の用途	
大規模集客施設の総床面積	
略	
大規模集客施設の予定集客数	年・月・日当たり 約 人

注 略

様式第2号（第6条関係）

住民説明会開催結果報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊤

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置 (の変更) について住民説明会を終了したので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第9条第5項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	
略	

注 略

様式第3号 (第6条関係)

意 見 書

年 月 日

職 氏 名 様

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊤

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(大規模店舗の名称) の設置 (の変更) について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

なお、本書が同条第3項の規定により設置届出者に送付され、その概要が同条第4項の規定により公表されることを了承します。

記

(意見の内容)

注 略

様式第4号 (第7条関係)

見解報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所

住民説明会開催結果報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊤

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模集客施設の設置 (の変更) について住民説明会を終了したので、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第9条第5項の規定により、次のとおり報告します。

大規模集客施設の名称	
略	

注 略

様式第3号 (第7条関係)

意 見 書

年 月 日

職 氏 名 様

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊤

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(大規模集客施設の名称) の設置 (の変更) について、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

なお、本書が同条第3項の規定により設置届出者に送付され、その概要が同条第4項の規定により公表されることを了承します。

記

(意見の内容)

注 略

様式第4号 (第8条関係)

見解報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置 (の変更) についての意見に対する見解について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第10条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	
略	

注 略

様式第5号 (第7条関係)

対策報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置 (の変更) についての知事意見等を踏まえて講ずる対策について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第11条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	
略	
知事意見等	対策の内容等
略	

注 略

様式第6号 (第9条関係)

異議申出書

年 月 日

職 氏 名 様

申出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模集客施設の設置 (の変更) についての意見に対する見解について、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第10条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模集客施設の名称	
略	

注 略

様式第5号 (第8条関係)

対策報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模集客施設の設置 (の変更) についての知事意見等を踏まえて講ずる対策について、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第11条第3項の規定により、次のとおり報告します。

大規模集客施設の名称	
略	
知事意見	対策の内容等
略	

注 略

様式第6号 (第10条関係)

異議申出書

年 月 日

職 氏 名 様

申出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置（の変更）についての知事意見等に異議があるので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第12条第1項の規定により、次のとおり申し上げます。

なお、本申出の審査が同条第4項の規定により公開で行われ、その結果が同条第5項の規定により公告されることを了承します。

大規模店舗の名称	
知事意見等を知り得た日	年 月 日
略	

注1 「知事意見等を知り得た日」は、設置届出者にあつては知事意見等の通知を受けた日、関係市町村長にあつては知事意見等の送付を受けた日、関係住民にあつては知事意見等の公告のあった日とする。

2 略

様式第7号（第10条関係）

大規模店舗重要変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模店舗の設置について重要な変更をしたいので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称	
略	

注 略

様式第8号（第11条関係）

大規模店舗変更（設置中止）届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ㊟

（法人にあつては、名

電話番号

大規模集客施設の設置（の変更）についての知事意見に異議があるので、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第12条第1項の規定により、次のとおり申し上げます。

なお、本申出の審査が同条第3項の規定により公開で行われ、その結果が同条第4項の規定により公告されることを了承します。

大規模集客施設の名称	
知事意見等を知り得た日	年 月 日
略	

注1 「知事意見を知り得た日」は、設置届出者にあつては知事意見の通知を受けた日、関係市町村長にあつては知事意見の送付を受けた日、関係住民にあつては知事意見の公告のあった日とする。

2 略

様式第7号（第11条関係）

大規模集客施設重要変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模集客施設の設置について重要な変更をしたいので、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設の名称	
略	

注 略

様式第8号（第12条関係）

大規模集客施設変更（設置中止）届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ㊟

（法人にあつては、名

称及び代表者の氏名)
電話番号

大規模店舗の設置について、次のとおり変更（中止）をしたので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称	
略	

注 略

様式第9号（第12条関係）
地域貢献活動認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様
申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年における地域貢献活動について知事の認証を受けたいので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

大規模店舗の名称	
略	

注1 施設設置者が複数の場合は、連名で申請すること。
2 略

様式第10号（第12条関係）
地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様
報告者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

知事の認証を受けた 年における地域貢献活動の実施結果について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第18条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	
----------	--

称及び代表者の氏名)
電話番号

大規模集客施設の設置について、次のとおり変更（中止）をしたので、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設の名称	
略	

注 略

様式第9号（第13条関係）
地域貢献活動認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様
申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年における地域貢献活動について知事の認証を受けたいので、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

大規模集客施設の名称	
略	

注1 施設設置者が複数の場合は、連名で届け出ること。
2 略

様式第10号（第13条関係）
地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様
報告者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

知事の認証を受けた 年における地域貢献活動の実施結果について、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第18条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模集客施設の名称	
------------	--

略

注1 施設設置者が複数の場合は、施設設置者ごとに報告すること。

2 略

様式第11号 (第13条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所属
職名
氏名
上記の者は、 <u>鳥取県大規模店舗立地誘導条例</u> 第19条第2項の規定に基づき立入検査を行う職員である。
年 月 日
職 氏名 印

(裏)

鳥取県大規模店舗立地誘導条例 (抜すい)
(立入検査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模店舗の設置に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模店舗の敷地若しくは施設設置者の事務所に立ち入らせ、当該敷地、大規模店舗の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模店舗の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

略

注1 施設設置者が複数の場合は、施設設置者ごとに届け出ること。

2 略

様式第11号 (第14条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所属
職名
氏名
上記の者は、 <u>鳥取県大規模集客施設立地誘導条例</u> 第19条第2項の規定に基づき立入検査を行う職員である。
年 月 日
職 氏名 印

(裏)

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例 (抜すい)
(立入検査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模集客施設の設置に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模集客施設の敷地若しくは施設設置者の事務所に立ち入らせ、当該敷地、大規模集客施設の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模集客施設の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。